

令和3年度・収集運搬業研修会
**収集運搬作業における労働災害
の防止について**

～埼玉県環境産業振興協会

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会

労働安全コンサルタント 二階堂 久

～ 目 次 ～

1. 安全運転のために
2. 冬の交通事故防止運動(12/1～14)
～飲酒運転の根絶
3. 道路交通法施行規則の一部改正
4. 収集運搬中の労働災害防止の取組み

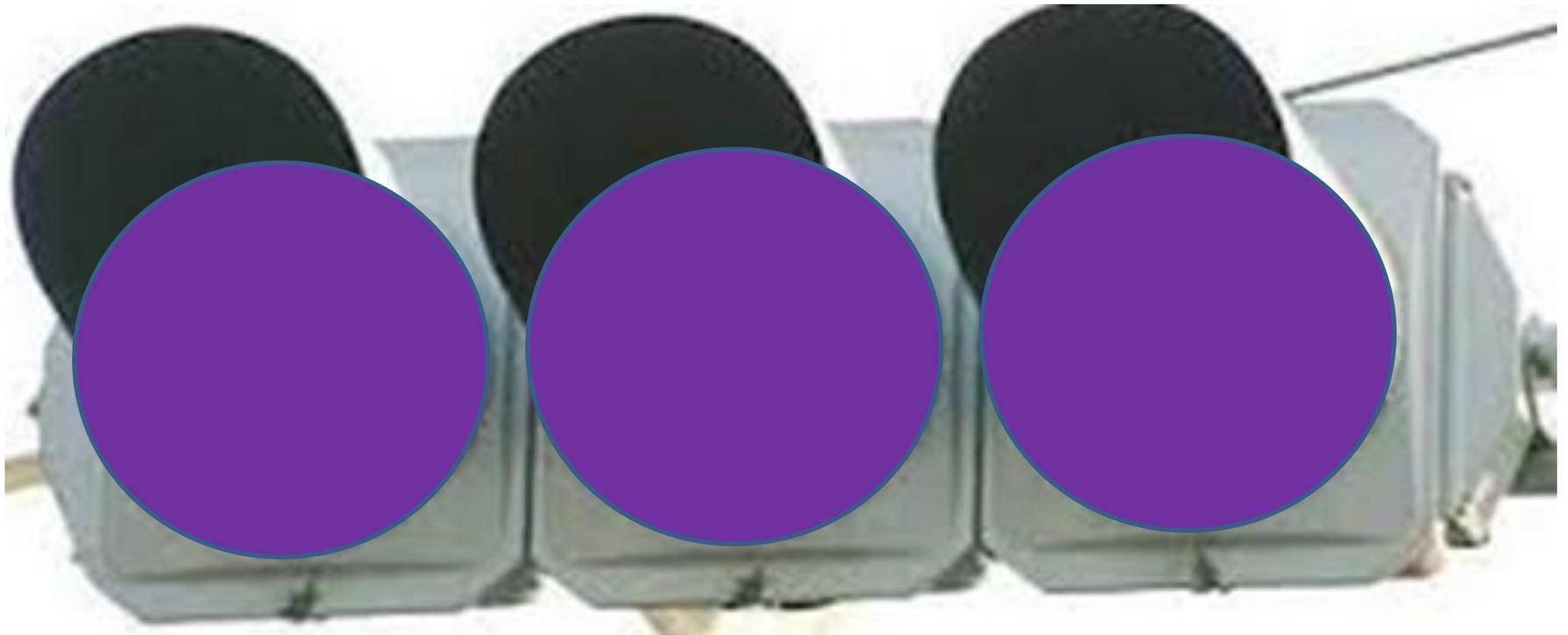
1. 安全運転のために

1) オリンピック

オリンピックのマークは何色(なにいろ)?



2) 信号機



〔参考〕道路交通法施行令（総務省）1

■小学生、園児…青色（進め）、黄色（注意）、赤色（止まれ）



（信号の意味等）

第2条 法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に対面する交通について表示されるものとする。

青色の灯火

- 一 歩行者は、進行することができること。
- 二 自動車、＜中略＞は直進し、左折し、又は右折することができること。＜以下、略＞

[参考]道路交通法施行令(総務省)2

黄色の灯火

- 一 歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終るか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。
- 二 **車両**及び路面電車(以下この表において「車両等」という。)は、**停止位置をこえて進行してはならない**こと。
ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除く。

赤色の灯火

- 一 歩行者は、道路を横断してはならないこと。
- 二 **車両等は、停止位置を越えて進行してはならない**こと。
- 三 <以下、略>

2) 横断歩道の復習

▽横断歩道の標識の形は……？

▽横断歩道の道路標示の形は……

3) 交通標識などの確認

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う
指導及び監督の指針

(平成13年8月20日 **国土交通省告示第1366号**)

第一章 一般的な指導及び監督の指針

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則
(平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)第10条第1
項の規定に基づき、1に掲げる目的を達成するため、2に掲げる
内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ、貨物自動車運送
事業の用に供する事業用自動車(以下単に「事業用自動車」とい
う。)の運転者に対する指導及び監督を毎年実施し、その日時、
場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記
録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存する。

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示について

～貨物自動車運送事業者における運転者教育対策に向けて～

国土交通省では、準中型免許創設に伴い、トラックの初任運転者等について安全運転の実技を義務化する等、運転者教育の強化を図るため、今般、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部を改正しました。

1. 背景

昨年6月、車両総重量3.5t以上7.5t未満の自動車の免許受験について、18歳以上であれば運転経験を問わずに可能とする新免許区分（準中型免許）を創設する「道路交通法の一部を改正する法律」（平成27年法律第40号）が成立したところ。

当該新免許区分の創設を契機に、貨物自動車の運転に係る更なる安全対策を図るため、「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」において、免許取得後の研修の拡充等について検討がなされてきたところ。

今般、本検討会において、貨物自動車運送事業における運転者への教育内容の強化等を求める報告書が取りまとめられたことから、当該報告書を踏まえ「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

当該報告書を踏まえ、貨物自動車運送事業者による運転者への指導及び監督について、実施時間及び実施内容の拡充を図ることとする。（詳細は別紙参照）

3. 今後のスケジュール

公 布 : 平成 28 年 4 月 1 日

施 行 : 道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）の施行の日（同法の公布の日（平成 27 年 6 月 17 日）から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日）

貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針の改正概要 国土交通省

第1章 一般的な指導及び監督の指針【改正事項】

○「一般的な指導及び監督の内容」

題目	改正後の追加内容
① 「トラックを運転する場合の心構え」	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる
② 「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる
③ 「トラックの構造上の特性」	トレーフを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる。トレーフにより、コンテナを運搬する事業者にとっては、コンテナロックの重要性を理解させる
④ 「貨物の正しい積載方法」	軸重違反を防止するための積載方法を理解させる
⑤ 「過積載の危険性」	法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる
⑥ 「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」	該当する事業者にとってはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する危険物に該当する貨物および運搬前の安全確認について理解させる
⑦ 「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」	－（改正なし）
⑧ 「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」	注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する。降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる
⑨ 「運転者の運転適性に応じた安全運転」	適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる
⑩ 「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」	医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる 規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる
⑪ 「健康管理の重要性」	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる
⑫ 「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」【新設】	安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる
上記事項を実施するための期間	上記内容について運転者に対する指導・監督を一年ごとに実施する旨を規定

別紙

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針【改正事項】

○「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」

- ◆ 一般的な指導及び監督内容を実施
- ◆ 上記内容を座学および実車を用いることにより実施

➡	15時間以上	現行:6時間以上	◆ 実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導	➡	20時間以上
		(座学のみ)			

【新設】

※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導

2. 冬の交通事故防止運動～飲酒運転の根絶



The poster features a night scene with a blue car and two pedestrians. A woman with a cane and a child with a flashlight are on the sidewalk. The car driver says "どうぞ!" (Please!). The child says "渡ります" (I will cross). The background shows a city street with trees and buildings under a starry night sky.

冬の2021★12★1日⇒14日 交通事故防止運動

運動重点

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 夕暮れ時と夜間における歩行者・自転車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶及び危険運転等の防止**

統一行動日

- 12月3日(金) 飲酒運転根絶の日 歩行者保護の日
- 12月10日(金) 交通事故死ゼロを目指す日 自転車の交通事故防止の日

埼玉県交通安全対策協議会
埼玉県・埼玉県警察・埼玉県教育委員会・市町村
彩の国 埼玉県

埼玉県警マスコット「コバトシ」 「ぽいんまっち」
埼玉県警マスコット「ポッポくん」 「ぽん美ちゃん」

HAND SIGN

1) 道路交通法 第65条(酒気帯び運転等の禁止)

第1項 何人も、**酒気を帯びて車両等を運転してはならない。**

第2項 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、**車両等を提供してはならない。**

第3項 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、**酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。**

第4項 何人も、車両(略)の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、(略)、第1項の規定に違反して運転する**車両に同乗してはならない。**

2) 罰則

【運転者に対する処罰】

酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
[違反点数]		
違反種別	酒酔い運転	35点
	酒気帯び運転 (呼気1リットル中のアルコール濃度0.25ミリグラム以上)	25点
	酒気帯び運転 (呼気1リットル中のアルコール濃度0.15ミリグラム以上 0.25ミリグラム未満)	13点

【運転者に対する処罰】

[車両提供者は運転者と同じ処罰に！]

運転者が酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

[酒類の提供・車両の同乗者]

運転者が酒酔い運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



3) 飲酒運転による交通事故(千葉県八街市、2021年)

●千葉県八街市で小学生の列にトラックが突っ込み 児童5人が死傷した事故

- ・元運転手は、初公判、起訴された内容を認めた。
- ・ことし6月28日、勤務先に出勤したあと、午前中に資材運搬を行って勤務先に戻り、午後、2件目の運搬業務として、資材を積んで八街市の会社を出発した。

江戸川区で資材を積み下ろしたあと、八街市の勤務先への帰途についた。

八街市に戻る途中、午後2時ごろ、コンビニエンスストアで、アルコール度数20度、220ミリリットルの焼酎を購入した。幕張パーキングエリアで昼食をとりつつ、購入した焼酎を飲みきった。

3. 道路交通法施行規則の一部改正



令和4年
4月より

安全運転管理者による
運転者の運転前後のアルコールチェックが
「義務化」されます。

令和4年
4月1日施行



運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、
運転者の酒気帯びの有無を確認すること



酒気帯びの有無について記録し、
記録を1年間保存すること

令和4年
10月1日施行



運転者の酒気帯びの有無の確認を、
アルコール検知器※を用いて行うこと

※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器



アルコール検知器を **常時有効に保持** すること



1) 緑ナンバーと白ナンバー

● 緑ナンバー車両のアルコール検査(2011年)

緑ナンバー: 運賃をもらって他社の荷物や人員を運搬する場合、運輸省の許可基準を満たし厳しい審査を経て発行。

白ナンバー: 自社の荷物や人員を「無償で運搬」する場合は、自家用車と同じ。

- ・ 営業担当者が渉外活動に使っている社用車
- ・ 送迎用の公用車
- ・ 自社で製造した部品や商品などを取引先へ運ぶ配送用の車両

2)安全運転管理者

●安全運転管理者等(道路交通法第74条の3)

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、その使用の本拠ごとに、安全運転管理者等を選任しなければなりません。

●選任が必要な自動車の台数(施行規則第9条の8)

- ・乗車定員が11人以上の自動車にあつては1台、
- ・その他の自動車にあつては5台以上

を使用している事業所(自動車使用の本拠)ごとに1名を選任する。

3) Q & A (警視庁)《抜粋》

Q：規定台数に達しても、安全運転管理者等を選任しない場合は処罰されますか。

A：安全運転管理者、副安全運転管理者の選任については、道路交通法(略)に定められ、選任しなかった場合は、5万円以下の罰金となります。

Q：業務に使う場合は、リース車両やマイカーも含まれますか。

A：車両の名義に関係なく、例えば、リース車両やマイカーであっても、安全運転管理者等を選任する必要があります。

Q：道路運送法による運行管理者がいる場合でも、安全運転管理者の選任が必要となりますか。

A：必要ありません。

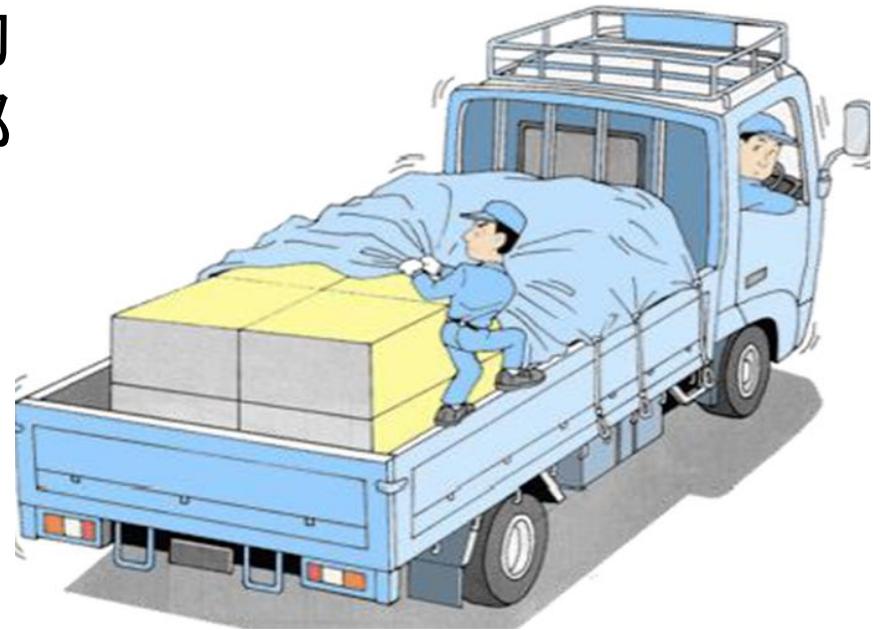
事業用自動車を使用する事業所は、道路運送法によって「運行管理者」が選任されることから、安全運転管理者を選任しなくても良いことになっています。しかし、安全運転管理者を選任することを妨げるものではありません。

4. 収集運搬中の労働災害防止の取組み

1)「墜落・転落」の防止

①労働災害

- 廃棄物の積込みで、トラックの荷台で作業していて、**高さ約1.9メートルの高さから墜落した。**
- 車両荷台に上がり回収物を整理していて、荷台端部から**2メートル下の地面に墜落した。**



②取組み事例 a. 安全帯取付け設備1



②取組み事例 a. 安全帯取付け設備2



②取組み事例 b. 安全帯取付け設備(取引先)



②安全帯＝墜落制止用器具の新規格への更新1

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年 以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												×				
安全帯の 規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製 造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能								×				
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

②安全帯＝墜落制止用器具の新規格への更新2



第一種（タイプ1）適合



「墜落制止用器具の規格」適合品

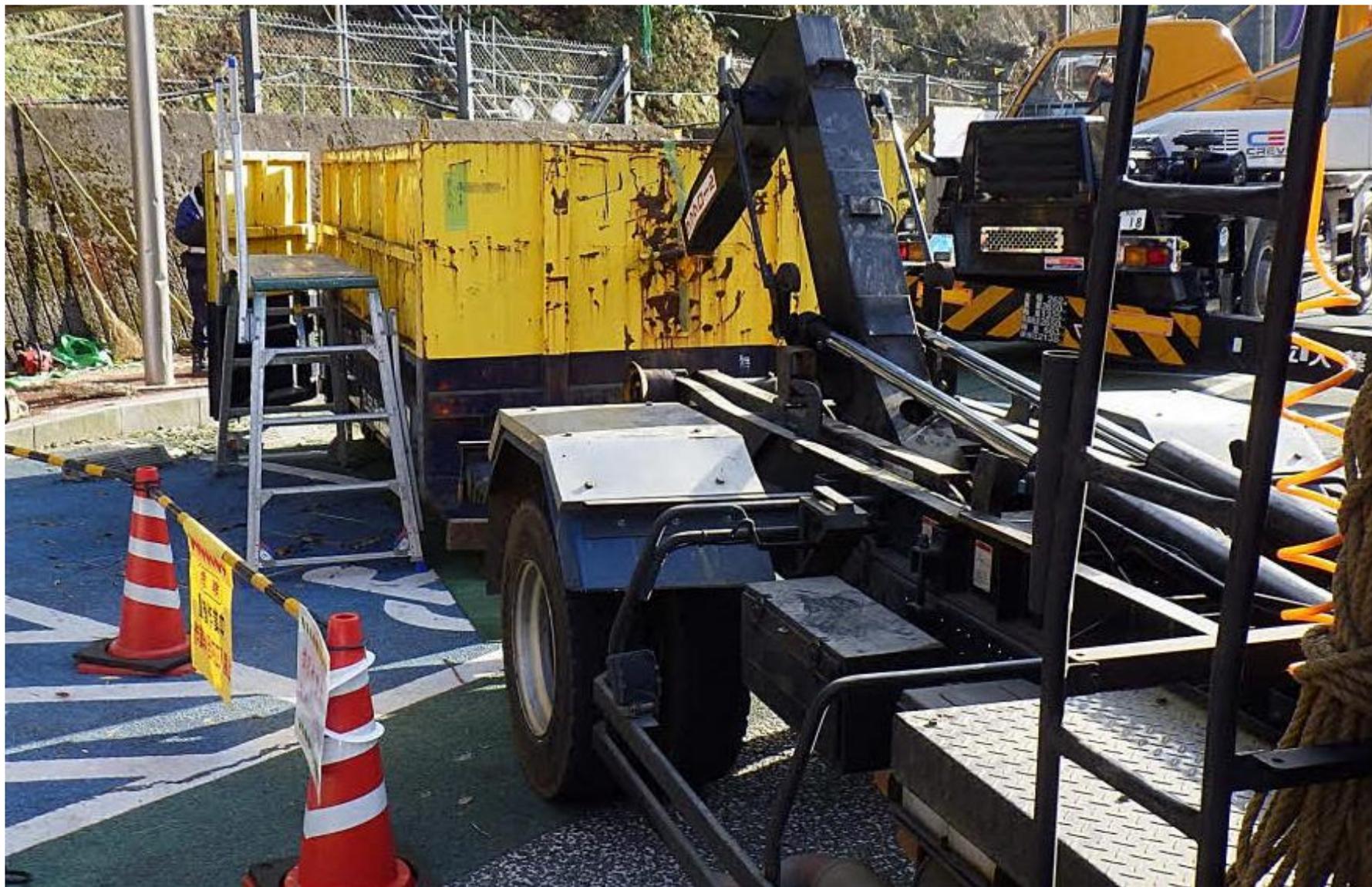
③取組み事例 c. 荷台への昇降設備

【労働安全衛生規則】第151条の67(昇降設備)

事業者は、最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は最大積載量が5トン以上の貨物自動車から**荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)**を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が**床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。**



③取組み事例 d. 荷台への昇降設備(取引先)



③取組み事例 e. あおりの工夫



2)「はさまれ・巻き込まれ」の防止

①労働災害

●被災者が機械式ごみ収集車へごみを投入する作業を行っていたところ、**投入口の回転板に挟まれた。**

●仮置き場で段ボールを選別し、機械式ごみ収集車の投入口に投入する作業をしていて、**押込板に巻き込まれた。**



②取組み事例(投入練習、非常停止装置の作動確認)

